

由利本荘市指定有形文化財（建造物）

宮内八幡神社本殿 一棟 附 棟札三枚

創建は、神社由緒によれば天徳3年（959）に石清水八幡宮を勧請したのが始まりと伝えられ、明治13年『羽後国由利郡誌・村誌抄』には、「社地東西二十間、村ノ中央ニアリ、社地中松檜ノ老樹蒼々タリ」とあり、古社の雰囲気も現在もよく残されています。

本殿は、本荘藩四代藩主 六郷政晴が、元禄7年（1694）に建立し、本殿廻りの覆屋は6代藩主 六郷政林が本殿保護のために建てたものであることが棟札により確認されています（現在の覆屋は平成25年に改築）。

本殿は桁行2.18m、梁間1.985mの間社流造です。高欄付切目縁を正・側面三方に廻し、組物は和様出三斗、頭貫上でみつど かしらぬきに本墓股を据え、その上に虹梁を架けて、大瓶束たいへいづか、花肘木はなひじきを入れています。虹梁・木鼻・実肘木さねひじきの絵様に着目すると、縁形、渦巻の刻線は幅が狭く、その彫りが浅いことから、本殿は近世初期頃の技術の流れを汲み、時代相応の建築様式を調べています。使用している柱は、高欄および向拝柱が檜材である以外はすべて杉材です。

外観は矢島地域に所在する八幡神社本殿〔秋田県指定有形文化財 万治2年（1659）建立〕に類似し、棟札から同一の大工棟梁『丹十郎』の建立であることが確認されています。宮内八幡神社は矢島八幡神社の35年後の建立であり、晩年の丹十郎の優れた技術が表されています。

本荘地域における最古の建造物であり、さらに覆屋を建てていることから保存状態も比較的良く、価値の高い建物です。また県内に現存する社殿の中でも非常に古い時期に属し、近世初頭の建築物として時代の特徴をよく残していることから、平成22年3月に市の有形文化財に指定されました。



本殿正面



本殿外観（右端の覆屋建物）